

令和 7 年度第 2 回甲斐市国民健康保険運営協議会概要

1 日 時 令和 8 年 1 月 2 9 日（木） 午後 3 時 3 0 分

2 場 所 竜王図書館 2 階 会議室

3 出席者

【国保運営協議会委員】

定数 18 名のうち、13 名出席

【事務局】

副市長、市民生活部長、保険課長、国民健康保険給付係長、国民健康保険税係長

4 内 容

（1）令和 8 年度甲斐市国民健康保険税の税率について

（諮問）甲斐市国民健康保険運営協議会会長上野様、甲斐市長保坂武より甲斐市国民健康保険税について、甲斐市国民健康保険運営協議会規則第 2 条の規定により、次の通り諮問をいたします。

諮問事項：令和 8 年度 甲斐市国民健康保険税の税率について。

諮問内容：2 点あります。

基礎医療分および後期高齢者支援分ならびに介護納付金分は、基金を活用する中で現行の税率を据え置きすることといたします。

新たに「子ども・子育て支援金納付金分」の税率を定めることといたします。

現状から説明をさせていただきます。本市におきましては、令和 4 年度に税率の改定を行い、引き上げを行いました。令和 5 年度から 7 年度までは税率を据え置いている状態です。その間、税収の不足分は財政調整基金を活用し、被保険者の税負担の軽減を図っている現状です。県が示した標準税率とは、県が給付に必要と見込まれる給付費の算定を行い、その結果に基づき、各市町村ごとに必要とする保険税額を算定するための参考として示している税率です。令和 8 年度本市の税率案で、新設の「子ども・子育て支援金納付金分」の税率を新設いたします。県が示した令和 7 年度・8 年度の標準税率案は令和 8 年度の市税率案と県の標準税率の差額の比較では、全区分においてマイナスとなり、県が示す標準税率よりも本市の税率が低いことがわかります。

次に、「納付金等に必要な保険税額・基金残高見込み額」を説明いたします。

（1）国保事業費納付金は、県が算定した本市の医療分・後期支援分・介護分、また新たに新設される子ども・子育て支援分の合計額となっております。

（2）公費等の加算減算は保険税以外の財源で、保険基盤安定繰入金など一般会計からの繰入金などでございます。

（3）保険税収納必要額は 1,444,519,000 円で、納付金と公費等の加算減算を引いた金額でございます。

その下の収納見込み額は、現年度分と滞納繰越分を合わせた 1,155,500,000 円を見込み、さらにその下の余剰金は、保険税収納必要額から収納見込み額を引いた 289,019,000 円で、国

保税から不足する見込み額となります。

その下の基金積立金は、決算余剰金および基金利子分で 23,554,000 円を基金へ積み立てる見込みでございます。これにより、国保特別会計全体で不足する財源として、基金取り崩し額 335,593,000 円を予定しており、一番下の基金残高見込み額は、令和 7 年度末は約 7 億 2,600 万円を見込んでいます。

次に、「子ども・子育て支援金納付金分」の新設についてご説明をさせていただきます。先ほど令和 8 年度制度改定の概要でご説明をいたしました、子育て世帯に対する支援の拡充等に資する取り組みとして新たに新設するものでございます。県に拠出する納付金分に対して、収納率を考慮した税収を見込んだ税率を設定いたします。

所得割が 0.32%、均等割が 1,400 円（18 歳以上均等割が 1,400 円）、平等割が 1,000 円の税率となります。

山梨県国民健康保険運営方針において、県は令和 12 年度に県内市町村の保険税率を統一することを目標と掲げており、令和 6 年度から課題等の協議・検討期間としております。保険税が統一されますと、市町村が個別に税額を決定することができなくなるとともに、基金を活用して個別に保険税を抑制することもできなくなるため、現在市で保有しております財政調整基金の使い道も限定されてくるものと考えております。令和 12 年度までに現在保有している財政調整基金を放出して行き、保有額の目標を概ね国民健康保険特別会計予算の 1 割程度、約 6 億 6,000 万円と考えています。

本市の現行税率は県が示している標準税率と比較すると低い税率となっております。特に均等割額については税率の差が大きいため、今後の税率改定に向けて適正額を検討する必要があります。また、基金の保有額は令和 8 年度末の試算で約 4 億 7,000 万円程度となる見込みであり、目標保有額から約 2 億円下回ることから、社会情勢や基金残高を考慮しながら、令和 8 年度には次年度（令和 9 年度）以降の税率改定に向けた内容を慎重に検討してまいりたいと考えております。

以上、現状と子ども・子育て支援金納付金分の新設について、並びに今後の見通しから、令和 8 年度の甲斐市国民健康保険税の税率につきましては、財政調整基金を活用し、現行税率は令和 8 年度も引き続き据え置くものとし、新たに新設される子ども納付金分の税率は、収納率を考慮した税収を見込んだ税率といたしまして、「令和 8 年度市税率案」とするものでございます。

(1) 令和 8 年度 国民健康保険税において、既存の基礎医療分および後期高齢者支援金分ならびに介護納付金分については、精査を行ったところ、税率を据え置いても引き続き国民健康保険財政運営の健全状況は保たれると考えられたため、現行税率を改定しないこととしてよろしいか、意見を求めます。

(2) 令和 8 年度 国民健康保険税において、新たに定められる「子ども・子育て支援金納付金分」の税率について、意見を求めます。

(質疑) 「子ども納付金分」が新しくできたということで、県が示した標準税率に比べて高くなっているんですけど、この違いを説明していただきたいです。県の 0.28 に対して所得割が市の税率案 0.32、均等割も高くなっているということで、その違いはどうして出てきているんですか。

(回答) まず、県が算定しました標準税率を用いて試算したところ、県に納付すべき納付金の金額に足

りないという試算結果となりました。で、足りない場合は財政調整基金を取り崩して納付しなければならないのですが、今までこの子ども・子育て支援納付金というのがなかったので、要は貯金がゼロという状態になります。それを取り崩すということは借金と同じ意味合いになりますので、それはまずかろうということで、収納率が多少悪くなくても納付できるだけの税率を試算したところ、さきほどの税率となりました。

県が示した標準税率というのが、昨年の被保険者数、甲斐市の被保険者数の数をもとに積算しています。今回我々が子ども納付金を算定するにあたっては、12月末現在の被保険者数が当然下がっていますので、12月末の被保険者数をもとに計算をした時に、県との比較が出てきたというのが一つの大きな理由でもあります。

(質疑) 応益割と応能割を 50 : 50 っていますが、所得割だとその出た額を全体の課税所得・総所得で割って算出する形ですね。

今度新しく始まるものだから、県の示した標準税率とはいえ、それが絶対正しいものではないから、なんで違う税率にするのかなってことを疑問に思いました。

基金にその項目がなかったとしても、新しく始まる制度であって、今後はどの基金・剰余金から基金が増えたかも計算してあるわけではなく、取り崩しも見込めることから、そこまで考えなくてもいいような気がしました。

令和 8 年度から始まる制度で、これが先ほどお話ししました段階的に納付金が国の予算で莫大な予算を上乗せしているようですから、税制改定、税率改定を毎年しなきゃならん。今言ったように県の試算も絶対的なものじゃないと思います。だから他市町村や他県でも考え方が若干違えばもちろん税率改定なども違って来るから、そういう中で県のことを基本として税率を決めました。大きな乖離があればまた来年度もその次も…普通は上げて最終年度に国のベースで言うとなぶ 6,000 億、次が 8,000 億、次が 1 兆円とそこに達するようにするわけです。だからそのことによっても変わってくるので、いろいろ考え方があると思うけれども、今言った考え方をもう一度しっかり見直してこれで行こうってことがあれば仕方ないっていう言い方はおかしいかもしれないですがどうやってもピシヤリとはいかないと思います。

意見も参考にしながらもう一度確認をしながら進めたらいかかだと思いますけどね。

ちょっとわからないのは、分母の調定額はわかるが分子の納付額はどのように決まるんですか。国庫納付金の額っていうのは、例えば児童手当などの各種支援策に充てる総額で出てくるんですか。

(回答) 県からこれだけですと全体額が提示されます。さっき言った児童手当の拡充などありますが、後で別刷りでお配りした資料は国が作ったパンフレットで、この制度が始まりますという話の中で、裏面に挙げられている事業が多々あります。児童手当の拡充、妊婦のための支援給付、時短など、これらが令和 7 年度から実施や 8 年度に実施というのが、出生後の育児期間中の国民年金保険料免除などが年度ごとに事業拡大していき、トータルでいくらというのが国で計算されて、最終的に県で計算して各市町村に納付金が提示されます。

(質疑) 子ども支援金の関係で思っているのは、2 年前にもこんなことを感じたのですが、児童手当から出産育児関係、高校の授業料無償化など多岐にわたる子育て支援策の財源確保のために制度改定が行われていますが、この整理がどうなってるかというのが今一つよくわからない。それから異次元の少子化対策についても漠然としていてよくわからない。さきほどの質問にも関係

あるかもしれないが、税率の根拠などがもっと分かりやすければいいなと思ったりもします。政府では社会保険料を引き下げようということを言ってるのに、ちょっと違う感じもする。それとともに医療給付費が増加傾向にあり、所得基準を引き上げるようなことも心配される中で、医療費と一緒にさらに支援金を取るというのはいろいろ感じることもあると感想を持ちました。

(答申)もしご質問がなければ、ここで諮問に対する答申を原案通りでいいかお諮りしたいと思います。先ほどご質問のあったことについては、十分検討を加えつつ、財政運営に支障がないように進めていただきたいということを望みながら、皆様にお諮りをします。諮問についてはよろしいということで答申をしたいと思いますがいかがでしょうか。

【異議なし】

異議がなければ原案の通り承認するという事で答申をしたいと思います。

(2) 令和8年度制度改正等の概要について

1. 賦課限度額および軽減判定所得の引き上げについて

地方税法等の施行令等の改正に伴い、条例改正を予定しております。

(1) 国民健康保険税の課税限度額の引き上げ

高所得者の負担を増やすことで、中間所得層の負担緩和につなげることを目的としており、医療分の課税限度額を66万円から67万円に引き上げます。また、新たに新設する「子ども・子育て支援金納付金分」の課税限度額を3万円とし、全体の課税限度額を109万円から113万円とするものです。

(2) 軽減判定所得の引き上げ

物価上昇に伴い、年金収入の増額などの影響で、これまで税の軽減を受けていた被保険者が軽減から外れないようにするためです。5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数および特定同一世帯所属者数に乗ずる金額を、30万5千円から31万円に、2割軽減では56万円から57万円にそれぞれ引き上げることで、軽減対象世帯の範囲を拡大するものです。

2. 国民健康保険税（子ども・子育て支援金納付金分）の新設

(1) 経緯

国の「こども未来戦略」における子育て世帯に対する支援の拡充等に資する仕組みとして、全世代が子育て世帯を支える「子ども・子育て支援金制度」が令和8年度に創設されます。これに伴い、保険税に「子ども・子育て支援金納付金分」を新設いたします。保険加入者が負担した支援金は、県を通じて国に拠出されますが、児童手当の拡充や妊婦のための支援給付などの財源に使われます。また、課税額のうち18歳未満の均等割については、10割軽減の措置を講じるとともに、それにより軽減された相当額を、18歳以上の均等割として別途設定することとなります。

(2) 令和8年度以降の支援金納付金の額の引き上げ

国の試算ベースではありますが、段階的に増額となり、令和8年度は約6,000億円、令和9年度は約8,000億円、令和10年度は約1兆円規模とされています。これに伴い、年額・月額金額は記載の通りですが、毎年県からの支援金納付金額の提示により、市の税率を改

定することになります。

(3) 財政調整基金への影響

支援金は令和 8 年度から徴収が開始されるものであり、基金には本納付金に係る積立がないことから、収納率ベースで税率を設定しなければ基金の取り崩しが必要であると考えられます。

(4) 市税率の設定について

県提示の標準税率を参照の上、所得割および均等割・平等割の割合調整について、山梨県の国民健康保険運営方針に基づく保険税算定方法における負担割合の原則である「50%:50%」に近づける率で設定をいたします。また、被保険者構成状況等基礎数値、主に被保険者数になりますが、こちらについては12月末現在の基礎数値といたします。今後は国や県から示される通知等により迅速かつ適正な対応をとるとともに、特に令和 8 年度に創設される支援金については、被保険者への丁寧な周知を図ってまいります。

(3) 令和 8 年度甲斐市国民健康保険特別会計当初予算（案）の概要について

令和 8 年度当初予算案は、歳入歳出総額を 66 億 2,603 万円とし、前年度の当初予算に対して 2 億 2,286 万 1 千円、約 3.2%の減となりました。

また、令和 8 年度の保険税率につきましては、本協議会の答申を受けまして、既存の基礎医療分および後期高齢者支援分ならびに介護納付金分を据え置きするとともに、子ども・子育て支援納付金分を新設いたします。事業内容は令和 7 年度の当初予算とほぼ同様の内容となりますが、高齢化に伴う後期高齢者医療保険への移行や、被用者保険の適用拡大に伴う国保被保険者の減少により、予算全体は減少傾向にある一方で、1 人あたりの医療費は増加傾向にあります。

甲斐市全体の世帯数は 1 年間で 355 世帯増加してございますが、人口では 42 人減少しております。これに対し国保の加入世帯は 207 世帯減少、被保険者数においては 471 人の減少となっており、加入率につきましてもそれぞれ減少している状況でございます。

令和 2 年度から 6 年度までの 1 人あたり年間の医療費の推移で、毎年増加傾向にあることがわかります。このような状況の中、保健事業につきましては、引き続き特定健診にかかる自己負担額を無料とし、被保険者の負担がないよう取り組んでまいります。また、病気の早期発見・早期治療を行うことで健康寿命の延伸、および医療費の適正化を図ることから、健診を受けていない被保険者に対して受診の周知を徹底し、啓発を継続してまいります。令和 8 年度も国保税収納率の向上や医療費の適正化事業の推進を図り、国保財政の適正かつ安定な運営に努めてまいります。

令和 8 年度の国保税当初予算の現年度分と滞納繰越分の調定額合計 12 億 4,638 万 2 千円。前年度決算見込みの 14 億 1,405 万 5 千円と比較いたしますと、1 億 6,767 万 3 千円の減額。また 6 年度決算と比較しますと、2 億 5,916 万 7 千円の減額となります。

令和 6 年度からの平均被保険者数と 1 人あたり保険税の調定額となります。国保の平均被保険者数は減少しています。平均の推移ではありますが、令和 6 年、7 年は決算のベースでそれぞれ減少しております。令和 8 年度につきましては当初予算のベースで 42 名の減少を見込んでおります。

令和8年度の予算資料でございます。上段の丸1は歳入歳出の予算一覧表でございます。先ほど説明いたしました子ども・子育て支援金納付金分の国民健康保険税の徴収が開始されることに伴いまして、歳入の構成比で昨年度に比べ国保税が約1%増額し、基金からの繰入金は0.4%減少しております。

(質疑) 収入の関係で年収の壁が103万から178万へと引き上がると国保制度上で影響を及ぼす点がありますか。

(回答) 税法上の話ですが、それ以外に103万・178万の壁がどうかというのはあります。

所得の計算に関わりますので、所得が178万の壁に影響して住民税課税標準額に影響してくるのであれば国保税算定上の影響はあります。

特定扶養親族、特定扶養親族特別控除が来年度から所得税申告に適用されますので、それも控除額が増えますので影響してくると推測されます。

(4) その他

案件なし